

財務省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
69	B 地方 に対する 規制 緩和	土木・建 築	社会資本整備総合交 付金制度の運用改善	公共工事の発注時期の平準化 のため、社会資本整備総合交 付金について年度を跨いだ事業執 行が可能となるよう、ゼロ国債の 設定や交付決定前の事業着手 承認等の交付金制度の運用改 善を提案する。	【提案理由・権限移譲の必要性】 平成22年度創設の社会資本整備総合交付金事業(以下「交付金事業」という。)は、個別補助金 と比べ自由度が高く、創意工夫を生かせるというメリットがある一方、ゼロ国債の設定がなくなった ことから年度境(端境期)の工事量確保に苦慮している。 昨年改正の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、計画的な発注・適切な工期設定 が発注者の責務として定められ、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進する ための基本的な方針」(平成26年9月30日閣議決定)等では、発注者は債務負担行為の積極的活 用等により発注・施工時期の平準化に努めることとされた。国直轄事業におけるゼロ国債の対象事 業を舗装工事等にも拡充して発注時期の平準化に取り組むこととされたように、交付金事業につい ても年度を跨いだ事業執行が必要である。 【具体的な支障事例】 交付金事業の執行では、国からの内示後速やかに箇所付けを行い早期事業着手に努めている が、一般競争入札では実際に契約できるのは早くとも5月下旬頃となり年度初旬に公共工事の端 境期が生じている。本県では平成27年度予算から単独事業でのゼロ国債の額を従来までの約1. 5倍に増額し春先の工事量確保に努めているが、県単独事業での対応には限界がある。 【期待される効果】 地方公共団体の公共工事の大部分を占める交付金事業において年度を跨いだ事業執行が可能 となれば、国と地方を挙げた発注時期の平準化が可能となり、計画的な発注と適切な工期設定に よる公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待さ れる。	財政法第15条、第26 条 社会資本整備総合交 付金交付要綱	国土交通省 財務省	富山県
85	B 地方 に対する 規制 緩和	土木・建 築	社会資本総合整備事 業におけるゼロ国債 制度の創設	国土交通省所管の社会資本総 合整備事業(交付金事業)は、地 方のインフラ整備を支援する中 心的事業になっているが、これま では国庫債務負担行為の設定 が行われていない状況にある。 このため、積雪寒冷地では、発 注が遅れ年度当初の施工適期 を逃すなどの弊害があることか ら、社会資本総合整備事業にお いて、簡易な手続により、年度を 跨いだ事業執行が可能となるよ うなゼロ国債制度の創設を求め るものである。	【制度の状況】 国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心 的になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。 【支障事例】 積雪寒冷地では、積雪による施工期間の制約に加え、冬季の施工時間は日照時間や除雪作業等 の影響を受けることから、発注が遅れ年度当初の施工適期を逃すなどの弊害がある。雪解け直後 の工事着工を促進することが効率的かつ品質の高い社会資本整備にとって重要である。 【制度改正の必要性】【懸念の解消策】 社会資本総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるよう なゼロ国債制度の創設を求める。例えば、このゼロ国債を活用して発注する整備計画上の工事につ いては、予算単年度事業と同様に扱い、特別な整備計画上の変更記載等は要しないなど、交付要綱 等にゼロ国債事業を単年度事業と同様に扱うことを明記する。	財政法第15条、第26 条 社会資本整備総合交 付金交付要綱	国土交通省 財務省	秋田県